

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第36号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略		略	
条例第2条第1項第3号に掲げる団体	略 学校法人東明館学園	条例第2条第1項第3号に掲げる団体	略 学校法人東明館学園 <u>佐賀県土地改良事業団体連合会</u>
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	略 <u>一般社団法人九州観光推進機構</u> 略	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	略 <u>一般社団法人九州観光機構</u> 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の条例第2条第1項第4号に掲げる団体の項の改正規定は、公布の日から施行する。